

主な助成制度とその担当窓口【自治会向け】（R8.4.1 現在）

自治会の運営や活動、また、自治会で取り組む事業について、市や市自公連の補助制度があります。ぜひ、地域の活動にご活用ください。予算上、補助金は申請した年度に交付が受けられない場合もあります。補助を受けたい事業がある場合、担当課へ早めに相談ください。

○助成金・補助金・奨励金（地域づくり課 なのはな館内）

名称等	安全灯維持費補助金	地域づくり課（23-1003） なのはな館
事業概要	公道、公園等（自治会等が維持管理を行うものに限る）を照らすための安全灯（LED）の電気料に対する補助金 ※LED灯を設置することにより夜間の安全を確保、省エネで環境にも優しく電気料金の削減ができ、長寿命なので交換の手間も少なくなります。 ≪電気料金の試算≫（蛍光灯または水銀灯をLEDに交換した場合の1灯当たりの電気料金） ※令和7年度実績 333円（蛍光灯）－151円（LED）＝182円/1月当たりの電気料金（年間2,184円削減） 456円（水銀灯）－151円（LED）＝305円/1月当たりの電気料金（年間3,660円削減）	
補助金額	毎年8月の電気使用料を基準とし、6か月分を乗じた額（半年分）	
事務手順	8月頃：担当課から各自治会へ通知	

名称等	安全灯施設補助金	地域づくり課（23-1003） なのはな館
事業概要	公道、公園等（自治会等が維持管理を行うものに限る）を照らすための安全灯（LED）を新設・補修・移設に係る補助金	
補助金額	①LED（発光ダイオード灯）：7,000円／灯 ②支柱設置：10,000円／本（木柱設置は対象外）③移設工事：要した経費の1/3以内	
事務手順	担当課から各自治会に事前調査→意向書等提出	

名称等	広報用放送施設補助金	地域づくり課（23-1003） なのはな館
事業概要	自治広報用の放送施設の新設、補修、改修及び増設に係る補助金	
補助金額	各戸スピーカー・受信機の設置数に応じた額を控除後30%（世帯数×0.9が50未満の場合は50%）。上限額は、新設45万円、補修等37万5千円 ※他の補助金を利用している場合は、補助額が控除される	
事務手順	担当課から各自治会に事前調査→意向書等提出	

名称等	公民館建設補助金	地域づくり課（23-1003）なのはな館
事業概要	公民館の建物等の新設，増改築，移転，修繕，解体工事等に係る補助金	
補助金額	【補助率】①公民館の新設修繕等（付帯設備を含む）：20%，②浄化槽設置・改修：30%，③公民館の解体のみ：20%。 【上限額】①地区公民館 200 万円，区公民館 1,000 万円，②60 万円，③30 万円 ※他の補助金を利用している場合は補助額が控除され，補助率・上限額も異なります。	
事務手順	担当課から各自治会に事前調査→意向書等提出	

名称等	みんなのまちづくり事業支援補助金		地域づくり課（23-1003）なのはな館						
事業概要	市民による自主的，主体的な地域づくり及び地域の課題解決を図るため，市と協働で事業を実施する市民団体や特定非営利活動法人が，協働事業の目的を達成するための公益活動に対して，補助金を交付する。（原則，新規の活動）※交付申請受付後，事業内容について審査を行う。 【対象事業】 1. 公共施設等維持管理事業 地縁団体や市民団体が，本来，行政が維持管理すべき地域内や公共施設等の維持・補修等の管理を行う事業 2. 自治会等地域課題解決事業 対象団体が，地域の課題解決や住民ニーズの実現を図る事業 3. クラウドファンディング事業 市民が受益者となり得る公益的な事業や市民団体等の特性を発揮し，先駆的で新たな視点からの取組である事業など，そのプロジェクトの実施に当たり，クラウドファンディングにより資金調達を行う事業（資金調達を達成したものに限る。）								
補助金額	<table><tr><td>1. 公共施設等維持管理事業</td><td>補助対象経費の全額補助</td></tr><tr><td>2. 自治会等地域課題解決事業</td><td>上限 10 万円</td></tr><tr><td>3. クラウドファンディング事業</td><td>上限 10 万円</td></tr></table>			1. 公共施設等維持管理事業	補助対象経費の全額補助	2. 自治会等地域課題解決事業	上限 10 万円	3. クラウドファンディング事業	上限 10 万円
1. 公共施設等維持管理事業	補助対象経費の全額補助								
2. 自治会等地域課題解決事業	上限 10 万円								
3. クラウドファンディング事業	上限 10 万円								
事務手順	4/15 各自治会や NPO へ使送便等で通知，HP 等での周知予定 自治会連携事業のみ申請受付を令和8年5月 29 日までとします。締切後に審査を行い，上位の事業から予算の範囲内において補助金を交付します。募集を希望する団体は事前にご相談ください。								

助成金・補助金・奨励金（コミュニティ助成事業）

名称等	コミュニティセンター助成事業 （自治総合センターコミュニティ助成事業）	地域づくり課（23-1003） なのはな館
事業概要	自治会集会所等の建設整備事業（新築工事・大規模修繕） ※認可地縁団体に限る	
補助金額	総事業費の5分の3以内（上限 2,000 万円）	
事務手順	担当課から各自治会に事前調査（翌年度分）→意向書等提出	

名称等	一般コミュニティ助成事業 （自治総合センターコミュニティ助成事業）	地域づくり課（23-1003） なのはな館
事業概要	コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物，消耗品は除く）の整備に関する事業 ・住民が一体となって取組む生活環境の維持（草刈機等） ・地域性のあるコミュニティ行事（太鼓，御輿，法被，テント等） ・文化・学習活動（視聴覚機器，天体望遠鏡，イス・テーブル等） ・体育・レクリエーション活動（スポーツ用具，照明設備，放送設備等）	
補助金額	100～250万円	
事務手順	担当課から各自治会に事前調査（翌年度分）→意向書提出 ※申請待機団体が多く，現在は募集停止中です。	

名称等	自主防災組織育成助成事業 （自治総合センターコミュニティ助成事業）	危機管理課（22-2111） 指宿庁舎2階 29 番
事業概要	防災活動に必要な施設又は設備，消防用ホース等に係る補助金	
補助金額	30～200万円	
事務手順	担当課から各自主防災会に事前調査（翌年度分）→意向書等提出 ※申請待機団体が多く，現在は募集停止中です。	

名称等	青少年健全育成助成事業 （自治総合センターコミュニティ助成事業）	生涯学習課（23-1023） COCO はしむれ
事業概要	主として親子で参加するイベント等のソフト事業に係る補助金 ・野外活動の実施（キャンプ・マラソン大会・ふれあい自然体験等） ・各種スポーツ・レクリエーション大会の開催，各種スポーツ教室等 ・文化・学習活動（講演，文化祭等）	
補助金額	30～100万円	
事務手順	担当課から各自治会に事前調査（翌年度分）→意向書等提出	

○助成金・補助金・奨励金（環境政策課・生涯学習課）

名称等	地域保全振興事業 （環境衛生協力会予算）	環境政策課（22-2111） 指宿庁舎1階 14番
事業概要	地区定期活動以外の環境保全活動で、地区の住民が参加し行う地域内の無管理状態場所の清掃活動や不法投棄箇所のごみの撤去作業等への助成 対象経費：消耗品費（軍手、ロープ、草刈り機の刃等）、材料費、機材等借上料、燃料費、飲食費（お茶菓子程度）	
補助金額	上限3万円	
事務手順	自治会から補助金の申請（随時）	

名称等	墓地管理費（水道料補助）	環境政策課（22-2111） 指宿庁舎1階 14番
事業概要	地区共同墓地の内、地区簡易水道組合等から給水を受けている墓地に対して、補助金を交付する ※漏水等があった場合は、地区等での修理となる	
補助金額	墓碑数を基に予算の範囲内で交付	
事務手順	自治会から補助金の申請（年度末）	

名称等	墓地管理費 （環境整備事業・災害等復旧事業）	環境政策課（22-2111） 指宿庁舎1階 14番
事業概要	共同墓地の環境を保全することを目的に、墓地内の環境整備事業（墓地内危険箇所の手すり、フェンス等の設置）や台風等の自然災害による被害（土砂流入・倒木等）が敷地内に生じた場合の復旧にかかる費用を補助する	
補助金額	○環境整備事業 補助額 … 事業経費の2分の1以内 限度額 … 20万円 ○災害等復旧事業 補助額 … 事業経費の3分の2以内 限度額 … 200万円	
事務手順	自治会から補助金の申請（随時）	

○助成金・補助金・奨励金（生涯学習課・スポーツ振興課）

名称等	指定文化財保存事業補助金・ 指定文化財以外の文化財保存・ 管理事業補助金	生涯学習課（23-5100） COCCO はしむれ
事業概要	自治会で管理する文化財の保存・管理又は修理，看板等の整備事業，伝統行事や郷土芸能で使用する道具の修理事業に対し補助金を交付する。	
補助金額	補助対象事業費の2分の1以内，限度額 25 万円 ※総額が5万円を超える事業が対象。	
事務手順	事業を実施する前年度の 10 月末日までに申請	

名称等	スポーツ・文化振興基金	スポーツ振興課（23-1014） フットボールパーク 生涯学習課（23-5100） COCCO はしむれ
事業概要	スポーツ及び文化部門において次の事業に対して支給する。 ○スポーツ部門 （1）スポーツ競技力向上対策 （全国大会等出場賞賜金交付事業など） （2）その他スポーツの振興 ○文化部門 （1）文化活動技量向上対策 （全国大会等出場賞賜金交付事業，文化活動強化費助成事業など） （2）文化の普及（講習会・教室等開催費助成事業） （3）文化振興対策（文化振興費助成事業）	
補助金額	事業ごとに定めた額	
事務手順	交付対象者本人からの申請（随時）	

○助成金・補助金・奨励金（企画政策課・土木課・建築課）

名称等	指宿市空き家マッチング奨励金	企画政策課（22-2111） 指宿庁舎2階 25番
事業概要	自治会の区域内に所在する空き家等の所有者等を紹介し、指宿市空き家バンクへの登録申請の支援を行う自治会に対し奨励金を交付する	
補助金額	1物件あたり5,000円	
事務手順	所有者等から空き家バンク登録の承諾を得る→随時申請	

名称等	認定外道路整備事業 （改良・舗装）	土木課（22-2111） 指宿庁舎1階 18番
事業概要	認定外道路として広く活用されている認定外道路の整備事業費に対し50%以内で補助金の支給を行う	
補助金額	整備事業費用の50%以内	
事務手順	自治会から認定外道路整備事業補助金申請書の申請（随時）	

名称等	指宿市危険空家等解体撤去工事 補助金	建築課（22-2111） 指宿庁舎1階 20番
事業概要	指宿市内にある危険空家等の解体撤去工事に係る費用の一部に対する補助事業	
補助金額	解体撤去工事に係る費用の3分の1以内の額 ・住宅の場合、上限額30万円 ・住宅以外の建築物の場合、上限15万円	
事務手順	建築課で空家の不良度の調査を行い、補助の対象物件となった場合、建築課に補助申請	

○物品や原材料の提供（環境政策課・土木課）

名称等	環境保全対策事業費 （ヤンバルトサカヤスデの薬剤）	環境政策課（22-2111） 指宿庁舎1階 14番
事業概要	ヤンバルトサカヤスデの発生区域において、ヤスデの防除及び駆除を行うために、薬剤を配布する。配布はヤンバルトサカヤスデと確認が出来た場合に限る	
補助物品	薬剤の配布数は1世帯あたり1月1袋（3kg入り）とし、年間3袋を上限とする（大量発生が続く場合には、要相談）	
事務手順	自治会からの申請（随時）→防除等作業後、薬剤散布場所の図面をつけて、実施報告書を提出	

名称等	原材料支給 （生活道路の維持補修）	土木課（22-2111） 指宿庁舎1階 18番
事業概要	生活道路として広く活用されている認定外道路の整備の際に使用する原材料代(コンクリート・砕石等)の支給を行う	
補助物品	原材料費支給	
事務手順	自治会から認定外道路整備要望書の申請（随時）	

○物品等の貸し出し・利用（地域づくり課・環境政策課）

名称等	物品貸出事業（公用車，物品）	地域づくり課（23-1003） なのはな館
事業概要	市が所有する公用車・物品等を公務に支障のない範囲において無償で貸し出し，活動を支援する	
貸出物品	公用車：軽トラック（原則土・日・祝日のみ） 物 品：アンプ・マイクセット，大型イベント用アンプ，発電機，テント，プロジェクター，スクリーン，いす（パイプ椅子），机，電動草刈機など	
事務手順	事前に電話等で仮予約（受付は 1 か月前から）→ 借用時に申請書を記入	

名称等	印刷機の利用	地域づくり課（23-1003） なのはな館
事業概要	地域づくり課に自治会関係者が利用できる印刷機を設置する。 利用は原則平日 8 時 30 分～17 時 15 分	
利用金額	印刷代 0 円／枚・用紙代（A4）1 円／枚	
事務手順	地域づくり課にて申請	

名称等	ごみかご貸与	環境政策課（22-2111） 指宿庁舎 1 階 14 番
事業概要	地区が管理するごみ収集所の環境衛生の確保を図るため，予算の範囲内においてごみかごを貸与する	
貸出物品	ごみかごサイズ：間口 120 cm×奥行 61 cm×高さ 77 cm	
事務手順	環境政策課へ連絡の上，申請書を提出 ※在庫等を考慮した上で貸与を行う ※ごみかごを新たに設置する場合は，土地所有者等の承諾が必要	

○その他支援制度

名称等	市民活動補償制度	地域づくり課（23-1003） なのはな館
事業概要	市民に適用されるボランティア保険制度に一括加入し，自治会活動等を対象に，①傷害事故（運営者等がケガをした場合），②賠償責任事故（第三者にケガをさせたり，財物に損害を与えた場合）を補償する	
補償金額	①傷害事故 死亡 500 万円・入院 1 日につき 3,000 円・通院 1 日につき 2,000 円 ②賠償責任事故 身体賠償 1 名につき 6,000 万円（上限） 財物賠償 1 事故につき 300 万円（上限）	
事務手順	自治会からの申請（随時） ※事前申請不要。費用負担なし	

名称等	講師代の補助	市自公連事務局 なのはな館 【地域づくり課（23-1003）】
事業概要	講師の斡旋や講座にかかる謝礼は，指宿市自治公民館連絡協議会が負担します。（講師謝金額は，指宿市の講師等謝礼単価表に基づき，決定します）	
事務手順	事務局に申請書を提出	

名称等	パソコン操作の補助	市自公連事務局 なのはな館 【地域づくり課（23-1003）】
事業概要	自治会へ配付したい文書等をパソコンで作成することを補助します。	
事務手順	事前に電話等で予約	

名称等	ラミネート加工	市自公連事務局 なのはな館 【地域づくり課（23-1003）】
事業概要	自治会関係については，地域づくり課へご相談ください。 環境整備については，環境政策課へご相談ください。	
事務手順	事前に電話等で予約	

名称等	刈草回収・処分	土木課（22-2111） 指宿庁舎 1 階 18 番
事業概要	市道の草刈り作業等，地区の活動に伴い発生した刈草や剪定樹木の回収及び処分を行う。	
事務手順	自治会からの連絡（随時）※要事前相談。費用負担なし	

安全灯維持費補助金の概要



1 補助対象経費

地区(区)が設置する公道等を照らすための安全灯の電気料に要する費用です。

2 補助対象

- (1) 対象となるもの
安全灯(LEDに限る)の電気料
- (2) 対象とならないもの
公民館や倉庫の電気料, 安全灯(蛍光灯や水銀灯)の電気料

3 補助額

当該年度の8月分の電気料金に6を乗じた額(半年分)(100円未満切り捨て)

4 申請受付期間等

- (1) 申請に必要な書類が添付された通知文を8月～9月頃に発送します。
- (2) 申請受付期間は毎年9月上旬～10月中旬頃を予定しています。
- (3) 申請された金額を12月下旬頃に指定された口座へ振り込みます。

5 申請に必要なもの

- (1) 指宿市安全灯維持費補助金交付申請書(通知文に添付されています)
- (2) 口座振替依頼書(通知文に添付されています)
- (3) 当該年度8月分の電気料金領収証または領収事実証明書【九州電力(株)発行】

6 提出先

- ・ふれあいプラザなのはな館 地域づくり課 協働推進係
- ・山川支所 地域振興課
- ・開間支所 地域振興課

7 注意点

- (1) 例年, 申請時に当該年度8月分の電気料金の請求書を持って来られることがあります。必要な書類は, 当該年度8月分の電気料金の領収書です。捨てずに保管してください。
- (2) 口座振替依頼書には, 昨年度電気料金を振り込んだ口座が記載されています。口座名義を変更していなかったり口座を廃止したりした場合, 振込ができないことがあります。必ず申請時には, 口座名義や口座番号を確認するようお願いします。

安全灯施設補助金の概要



1 補助対象経費

地区(区)が設置する公道等を照らすための安全灯や支柱の新設・補修・移設に要する費用が対象となります。

2 用語解説

安全灯:地区(区)が設置する公道を照らすための維持管理をしている街路灯

移 設:既存の安全灯または支柱を別な場所に移すこと。

3 補助対象

(1) 対象となる工事

安全灯(LEDに限る)の新設・取替・移設に要する費用

永久柱(鉄鋼柱やコンクリート柱に限る)の新設・補修・移設に要する費用

(2) 対象となるものの例

安全灯の取替, 木柱から鉄柱への取替, 安全灯の新設等に伴う九州電力の申請手数料や労務費, 安全灯や支柱の場所を移動させる工事費

(3) 対象とならないものの例

蛍光灯や水銀灯の新設, 蛍光灯のランプ取り替え, 灯具の照度センター部の補修, 灯具の配線の補修, 木柱から木柱への取替, 引込柱の設置, 公民館の敷地内のみを照らす灯具の新設, 九州電力の申請手数料や労務費のみを申請する費用等

4 補助額

・安全灯:1灯につき 7,000円

・永久柱:1本につき 10,000円

※ 設置費用等が上記単価を満たさない場合は実費分が限度額となります。

・移 設:要した費用の1/3に相当する額(100円未満切り捨て)

5 申請に必要なもの

(1) 領収書の写し

(2) 請求書の写し(工事の明細が明記されていること)

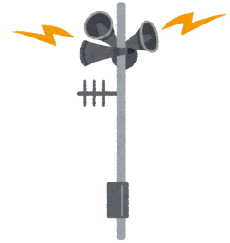
(3) 施行場所が分かる地図

(4) 着工前と完成後の写真

(5) 地区(区)の代表者の印鑑(認印可)

※ 工事が完了してから1年以内に申請してください。

広報用放送施設補助金の概要



1 補助対象経費

自治広報用の放送施設(単に連絡事項を報知する程度の拡声装置, 有線施設, 無線施設)の新設・補修・改修・増設に要する費用が対象となります。

2 補助対象

(1) 対象となる工事

新設・補修・増設・改修

(2) 対象となるものの例

単に連絡事項を報知する程度の拡声装置, 有線施設, 無線施設

(3) 対象とならないものの例

- ・有線施設における各戸引込みスピーカー及び無線施設における子機受信機の補修等
- ・レコード, CDプレーヤー, ポータブルアンプマイクセットの購入・補修
- ・子機受信機等の補修・改修・増設

3 補助額

(①工事対象費 - ②控除額) × ③補助率 ※④上限額あり (100円未満切り捨て)

① 工事対象費

工事総額から国・県等からの補助金を受けた場合はこれを控除した額

② 控除額

有線施設や無線施設を新規に設置した場合は, 各戸引込みスピーカーまたは子機受信機の数に5,000円を乗じた額

③ 補助率

・住民基本台帳地区世帯数 × 0.9 = 51世帯以上の場合30%

・住民基本台帳地区世帯数 × 0.9 = 50世帯以下の場合50%

(補助金の対象となる事業が完了した日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳の世帯数)

④ 上限額

・新設 : 450,000円

・補修等: 375,000円

4 申請に必要なもの

- (1) 領収書又は契約書の写し
- (2) 請求書または見積書の写し(工事の明細が明記されていること)
- (3) 図面等(修繕等で部品や配線の取替等, 軽微なものは不要)
- (4) 着工前と完成後の写真
- (5) 地区(区)の代表者の印鑑(認印可)

※ 工事が完了してから1年以内に申請してください。

公民館建設補助金の概要



1 補助対象経費

公民館の建物、電気、ガス、給排水、空調及び衛生設備等の付帯設備の新設・増改築・移転・修繕解体工事等に要する費用が対象となります。

2 補助対象

(1) 対象となる工事

新築・増改築・移転・修繕・解体

(2) 対象となる建築物

公民館または倉庫

(3) 対象となる附帯設備

建築物に含まれる電気、ガス、給排水、空調及び衛生設備等

(4) 対象となるものの例

公民館の新築・解体、屋根の張替え・塗装、畳の新調・表替え、シロアリの防除作業費、床・壁の張替え、壁の塗装、照明のLED化、エアコンの設置、トイレの改修、倉庫の修繕等

(5) 対象とならないものの例

カーテン、車庫・駐輪場、外灯、掲示板、入浴施設、遊具、フェンス、外壁、垣根、敷地内舗装、公民館敷地の取得費、倉庫のみの解体等

3 補助額

①工事対象額 × ②補助率 ※③上限額及び④工事対象額の下限額あり
(1,000円未満切り捨て)

① 工事対象額

工事総額から国・県からの補助金、負担金、委託料等又は損害保険金その他事業費に補填されるべきもの(以下「他補助金」という。)を受けた場合はこれらを控除した額。

② 補助率

- ・公民館建設及び解体又は附帯設備に係る事業費 : 20% (他補助金を受けた場合は 15%)
- ・浄化槽施設設置又は改修に係る事業費 : 30% (他補助金を受けた場合は 15%)

③ 上限額

・公民館建設及び解体又は附帯設備に係る事業費

地区公民館 : 200万円 (他補助金を受けた場合は 100万円)

区公民館 : 1,000万円 (他補助金を受けた場合は 500万円)

解体のみの場合 : 30万円 (他補助金を受けた場合は 15万円)

・浄化槽施設設置又は改修に係る事業費: 60万円 (他補助金を受けた場合は 30万円)

④ 工事対象額の下限額

- ・51世帯以上: 20万円
- ・50世帯以下: 10万円

4 申請に必要なもの

- (1) 領収書又は契約書の写し
- (2) 請求書または見積書の写し(工事の明細が明記されていること)
- (3) 図面等(公民館の構造に変更がない場合は不要)
- (4) 着工前と完成後の写真
- (5) 地区(区)の代表者の印鑑(認印可)

※ 工事が完了してから1年以内に申請してください。

5 補助額の試算例

- (1) 空調設備設置工事(住民基本台帳世帯数100世帯の地区公民館)
工事総額:559,000円(他補助金は受けていない) 補助額:111,000円
 - ① 工事対象額:559,000円
 - ② 補助率:20%
 - = 559,000円 × 0.2
 - = 111,800円
 - ⇒ 111,000円 (1,000円未満切り捨て)
- (2) 照明のLED取替工事(住民基本台帳世帯数100世帯の地区公民館)
工事総額:150,000円(他補助金は受けていない) 補助額:0円
 - ① 工事対象額:150,000円
 - ④ 工事対象額の下限額:20万円に達していないため補助対象外

墓地管理補助金の概要



1 補助対象経費

共同墓地の環境を保全することを目的に、墓地内の環境整備事業や台風等の自然災害による被害が敷地内に生じた場合の復旧に要する費用が対象となります。

2 補助対象

(1) 環境整備事業

墓地内危険箇所のフェンス、手すり等の設置工事

(2) 災害等復旧事業

暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他異常な自然現象によって、墓地敷地に被害を生じた場合、墓地敷地を原状に復する工事

3 補助額

(1) 環境整備事業

・事業経費の2分の1以内(限度額 20万)

(2) 災害等復旧事業

・事業経費の3分の2以内(限度額 200万)

4 申請に必要なもの

○補助金交付申請時(着工前)

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 位置図
- (4) 見積書(工事の明細が明記されていること。)
- (5) 現場写真

○事業実績報告時(工事完了後)

- (1) 事業実績報告書
- (2) 工事写真(施工前・施工後が分かる写真)
- (3) 請求書又は工事内容が分かる書類
- (4) 領収書の写し
- (5) 補助金振込口座の写し

5 提出先

・環境政策課 環境衛生係 0993-32-2111